

認可保育所等整備計画募集に係る整備計画書の提出について（整備計画要項） 新旧対照表

平成30年度（新）	平成29年度（旧）
<p>1 提出書類について</p> <p>提出する書類は「認可保育所等整備計画書」（以下「整備計画書」という。）とし、別紙1「平成30年度 認可保育所等整備計画書に係る提出書類一覧」のとおりとする。</p> <p>なお、整備計画の作成に当たっては、「事前協議要項」の内容を十分確認すること。</p> <p>2 審査方法等について</p> <p>(1) 審査方法</p> <p>保育所等整備事業者の選定に当たっては、提出された「整備計画書」及びそれに関する添付書類を次の審査項目・基準（配点）に基づき、旭川市子ども・子育て審議会児童福祉施設等整備部会において書類審査を行う。</p> <p>なお、審査項目の・基準（配点）の詳細は別紙2「審査基準」のとおり。</p>	<p>1 提出書類について</p> <p>提出する書類は「認可保育所等整備計画書」（以下「整備計画書」という。）とし、別紙1「平成29年度 認可保育所等整備計画書に係る提出書類一覧」のとおりとする。なお、整備計画の作成に当たっては、「事前協議要項」の内容を十分確認すること。</p> <p>2 審査について</p> <p>(1) 審査</p> <p>保育所等整備事業者の選定に当たっては、提出のあった「整備計画書」を基に、以下の項目について、旭川市子ども・子育て審議会児童福祉施設等整備部会において審査を行う。</p> <p>●審査基準の項目及び配点 詳細は別紙2「審査基準」のとおり。</p>

ア 定員増計画 10点/110点

イ 年齢構成 39点/110点

ウ 施設の老朽度 20点/110点

及び整備区分

エ 計画施設のプラン 31点/110点

オ 資金計画 10点/110点

以上ア～オ

(2) 予算措置 (1) の審査結果を基に、旭川市が決定する。

(3) 審査結果については、非公表とする。

3 提出期限及び提出先等について

提出期限までに「整備計画書」を持参してください。

(1) 整備計画書

ア 提出期限 平成29年11月1日(木) 17時まで 【期限厳守】

イ 提出部数 正本1部、副本9部(全10部)

①定員増計画 15点/105点

②年齢構成 21点/105点

③施設の老朽度 15点/105点

及び整備区分

④計画施設のプラン44点/105点

⑤資金計画 10点/105点

以上①～⑤

(2) 予算措置 (1) での審査結果を基にして、旭川市が決定する。

(3) 審査結果については、非公表とする。

3 提出期限及び提出先について

指定する期日までに「整備計画書」を提出すること。提出方法については持参によることとする。【期限厳守】

(1) 整備計画書

ア 提出期限 平成28年11月1日(火) 午後5時 まで
期日までに持参すること。

イ 提出部数 正本1部 副本9部 (全10部)

ウ 提出に当たっての注意事項

(ア) A4のフラットファイルに綴じて提出してください。(調製方法は別紙3「平成30年度 認可保育所等整備計画書 調製方法」を参照)

(イ) 各種資料はA4(図面及びA4では判読できない書類についてはA3)サイズとしてください。

(ウ) 市が必要と認める場合は追加書類の提出を求める場合があります。

(エ) 提出に当たって必要となる費用は、全て応募者の負担とします。

(オ) 提出後は、書類の修正、変更及び返却は一切応じませんので、提出について慎重にお願いします。ただし、簡易な修正が必要と本市が認める場合には、修正を依頼する場合があります。

(カ) 「事前協議書」及び「整備計画書」の提出後に応募を辞退する場合は、辞退理由を記載した書面(様式は任意)にて申し出ること。

(2) 書類の提出先及び問合せ先

〒070-8525 旭川市7条通10丁目 旭川市役所第二庁舎5階

旭川市子育て支援部こども育成課こども育成係

電話0166-25-9844 FAX 0166-26-5722

ウ 提出時の注意

(ア) A4のフラットファイルに綴じて提出してください。(調製方法は別紙3「平成29年度 認可保育所等整備計画書 調製方法」を参照)

(イ) 各種資料はA4(図面及びA4では判読できない書類についてはA3)サイズとしてください。

(ウ) 市が必要と認める場合は追加書類の提出を求める場合があります。

(エ) 提出に当たって必要となる費用は、全て応募者の負担とします。

(オ) 提出後は、書類の修正、変更及び返却は一切応じませんので、提出について慎重にお願いします。ただし、簡易な修正が必要と本市が認める場合には、修正を依頼する場合があります。

(カ) 「事前協議書」及び「整備計画書」の提出後に応募の辞退を行う場合は、任意の様式にて書面により申し出ることとします。

(2) 書類の提出先及び問合せ先

〒070-8525 旭川市7条通10丁目 旭川市役所第二庁舎5階

旭川市子育て支援部こども育成課こども育成係

☎電話0166-25-9844 FAX 0166-26-5722

4 施設整備補助金に係る留意事項について

資源有効活用整備を計画する場合、本市における補助金の加算については、当該設備費用の総額でおよそ1,200万円又はそれ以上の費用が発生する場合とします。

なお、国との協議により対象とならない場合もあります。

4 その他 施設整備補助金に係る留意事項について

資源有効活用整備を計画する場合、本市における補助金の加算については、当該設備費用の総額でおよそ1,200万円又はそれ以上の費用が発生する場合とします。

なお、国との協議により対象とならない場合もあります。